

# 会員利用規約

令和1年7月1日 施行

## 第一条《名称及び所在地》

名称：MiF MUGEN GYM

所在地：静岡県富士市本町13-19 KENT'S 4ビル1F

## 第二条《目的》

MiF MUGEN GYM（以下「本ジム」という）は会員施設を利用して、会員の心身の健康維持及び増進・ダイエットを図ると共に、プロ・アマキックボクシングの選手育成を目的とします。また、キックボクシングを通じた青少年育成、地域貢献活動を積極的に行います。

## 第三条《入会資格》

1. 本ジムの入会を希望する者は、本ジムの方針を尊重し、規約及び諸規定を了承の上所定の申込手続きを行い本ジムの承諾を得た上で、所定の入会金、月会費等を本ジムに払い込むことにより会員としての資格を取得します。
2. 暴力団、極右、極左などの構成員、その他本ジムの会員として不適当として認められた者は入会できません。
3. 未成年者の場合は、本人と保護者の承諾が必要です。

## 第四条《会員の要件》

本ジムの会員は次の要件に該当する者としてします。

1. 会員は本ジムの規約を厳守する者
2. 会員は本ジムが承認した者
3. 会員はキックボクシングに取り込むにあたり健康に支障のない者

## 第五条《会員の種類》

会員は本ジムの定める諸規定に従い、会員コースごと定める曜日と、時間帯の本施設を利用することができます。  
会員コースは別途定めます。

## 第六条《入会金》

入会金は本ジムが定める金額とし、入金後はいかなる場合も返還されないものとします。

## 第七条《月会費》

1. 月会費は本ジムが定める金額とし、所定の方法で支払うものとします。
2. 月会費は休会、退会届がない限り利用の有無に関わらず支払うこととします。
3. 月会費は世の中の情勢、物価の変動により改正することがあることとします。

## 第八条《会員証》

1. 本ジムは会員に対して記名式会員証を発行します。
2. 記名式会員証の使用は本人限りとなります。
3. 会員が本施設を利用する場合は、本ジムに入室の際、フロントにて会員証を提示して頂きます。
4. 会員は会員証を他へ譲渡、または貸与したり、担保の目的の供したりすることはできません。
5. 会員は会員証を紛失した場合は速やかに所定の再発行申請手続きをとって下さい。再発行に伴う費用は実費負担となります。執行手続きを怠り本ジムに損害を与えた場合は、該当会員は損害の補償をすることとなります。

## 第九条《変更事項の提出》

会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに本ジムに届けて頂きます。

#### 第十条《退会》

1. 本ジムを大会する場合は、会員証を添付の上、指定用紙に記入し、退会希望月前月5日までに退会届を提出することとします。前月5日までに届け出のない場合は、退会月の翌月の会費支払い義務は継続することとなります。尚、会費などの未納金がある場合は完納して頂きます。
2. 退会月の会費は月の途中であっても全額領収するものとします。

#### 第十一条《会員資格の停止および除名》

会員が次の各項のいずれかに該当する時、会員の資格は一時停止または除名となります。

1. 本ジムの規約及びその他の規則、利用規定に反したとき
2. 本ジムを中傷または本ジムの名誉を著しく傷つけたとき
3. 本ジムに対する諸費用の支払いを3ヵ月以上滞納し、本ジム催促に応じないとき。但し、その間の諸費用は支払うものとします。
4. 公序良俗に反する行為があったとき
5. その他本ジムが会員としてふさわしくないと認定したとき

#### 第十二条《休会》

1. 会員は下記の公的且つ正当な事由により、休会の手続きを行い本ジムの承認を得て休会をすることができます。休会希望月前月5日までに休会届を提出することとします。尚、休会期間は最長3ヵ月とし、4ヵ月をこえる場合は、会員の資格を失うものとします。（退会扱い）  
前月5日までに届出のない場合は、休会月の翌月会費支払い義務は継続する事となります。尚、会費などの未納金がある場合は完納して頂きます。
2. 海外移住、転勤などにより本人が本ジムを利用できないと判断される場合
3. 妊娠、疾病、ケガ、傷害など、本ジムの利用が不可能であり、退会の意思が本人にない場合
4. その他本ジムが正当な事由と認めた場合

#### 第十三条《資格喪失》

会員が次の各項のいずれかに該当する時は、その資格を失うものとします。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡
4. ジム閉鎖時

#### 第十四条《会員資格の譲渡》

会員資格は譲渡できないものとします。

#### 第十五条《規約規則の遵守》

本ジムの会員は本契約、規約を遵守し本ジムの施設を利用する際は本ジムの管理者及び指導員の指示に従うこととします。

#### 第十六条《使用の制限》

本ジムは、行事その他必要と認める場合、一定の期間本ジムの施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

#### 第十七条《休日・休業》

1. 本ジム休日は、スケジュール表によって、会員に知らせるものとします。また本ジムが天災などの不時の災害を負った時、あるいは施設の補修・改装をする時は、一定期間本ジムの施設の全部または一部を、休業または閉鎖することがあります。
2. 本ジム所属選手が大会に出場する時、または本ジム関係者がイベント開催に関わる時、その他ジムが休業を必要と認める時は、休業または閉鎖することがあります。

#### 第十八条《ジムの閉鎖》

本ジムは止むを得ざる事情による場合、一定の予告期間をおいた上、本ジムを閉鎖することができ、会員はこれに関して何等の異

議を唱えず、また如何なる種類の請求もしないものとします。予告期間は閉鎖の一ヵ月前とします。

#### 第十九条《会員以外の施設利用》

本ジムは特に必要と認めた場合、当規約に定める会員以外の者に本ジムの施設を利用させることができるものとし、会員はこれに関し、何等の異議を唱えずまた如何なる種類の請求もしないものとします。

#### 第二十条《責任事項》

1. 本ジムの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的、物的事故について本ジムは一切賠償責任の責を負わないものとします。
2. 会員が本ジムの施設利用に際して本ジムまたは第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
3. 本ジムの施設内で発生した盗難・傷害その他事故について、本ジムは会員及び利用者にかなる責任も負わないものとします。

#### 第二十一条《禁止行為》

1. 所定の場所以外での喫煙、飲食
2. 酒気を帯びてのトレーニング
3. 賭博行為、勧誘、セールス、及びそれに類する行為で、他会員に迷惑を及ぼす行為
4. 無許可のアンケート、協力等の依頼行為
5. 危険物及びペットの持ち込み
6. その他、本ジムの施設目的にそぐわない行為

#### 第二十二条《規則》

本ジムの運営のために必要な具体事項は別に定めるものとし、必要に応じてこれを変更できるものとします。

#### 第二十三条《個人情報》

会員から収集した個人情報は、本ジムにおいて厳重に管理し適切な扱いをするものとします。

尚、会員の個人情報は本ジムのイベント、格闘技の試合その他のお知らせなどジムの活動の為に利用することがあります。

#### 第二十四条《改定》

本規約はジムの運営状況や社会情勢により随時改正することができます。